障害保健福祉関係主管課長会議

H18. 8. 24

資料4-3

障害児支援関係

り

1	障害児入所施設における入院・帰省時の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	定員超過利用減算の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	利用日数率の低い障害児施設に対する激変緩和の加算措置(経過措置)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	障害児通園施設における相互利用制度の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	家庭訪問による支援について(障害児通所施設・児童デイサービス)・・・・・・・・・・・・・・8
6-	- 1 児童デイサービスの見直しに伴う指定基準の扱いについて···································
6-	-2 児童デイサービスの見直しに伴う報酬の扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 障害児入所施設における入院・帰省時の取り扱い

障害児入所施設における入院・帰省時の扱い

○ 障害児入所施設については、学校の夏季休暇等において障害児を帰省させることが親子 関係の維持に必要であるという障害児の特殊事情を踏まえ、下記の報酬を設定する。

1月につき、 6日までは320単位(障害者と同様の扱い) 7日から12日までは160単位(障害児のみ)

※ 医療型施設については、診療報酬において、外泊期間中の報酬が算定されていることから、入院・外泊時の措置の対象外とする。(下記の入院時支援加算についても同様)

入院時支援加算

○ 入院・外泊により本体報酬が算定できない日数が12日を超える場合に、当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算(月1回算定)。

6日までの場合 7日以上の場合 1,122単位

2 定員超過利用減算の見直しについて

施設の利用率を向上させ、事業運営の安定化を図る観点から、定員と実際の利用者数の取扱いを更に柔軟化し、

- ① 通所施設等の定員超過利用減算の基準を105%から110%に緩和
- ② 30人未満の通所施設等においても、毎日3人の定員超過利用が可能

とすることを、平成19年度末までの経過措置として実施する。

	見直し前	見直し後
障害児施設の 通所施設 又は 児童デイサービ ス	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は 当該定員の20%(①)を、定員が50人を超える場合 は当該定員から50を差し引いた員数の10%(②)を ①に加えた数を、それぞれ超過しているとき → 基本単位数の70%を算定	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は 当該定員の20%(①)を、定員が50人を超える場合 は当該定員から50を差し引いた員数の10%(②)を ①に加えた数を、それぞれ超過しているとき ただし、定員15人未満の施設にあっては、1日当 たりの利用者数が、定員の数に3を加えた数を超過 している場合 → 基本単位数の70%を算定
	・過去3か月間の <u>平均利用人員が、定員の105%</u> を 超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に110%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
障害児施設の 入所施設	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は 当該定員の10%(①)を、定員が50人を超える場合 は当該定員から50を差し引いた員数の5%(2)を① に加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は 当該定員の10%(①)を、定員が50人を超える場合 は当該定員から50を差し引いた員数の5%(2)を① に加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
	・過去3か月間の <u>平均利用人員が、定員の</u> 105%を 超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3か月間の <u>利用者の利用日数の合計が、定員の数に105%を乗じた数に開所日数を乗じた数</u> を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定

3 利用日数率の低い障害児施設に対する激変緩和の加算措置(経過措置)

<各施設共通>

○ 著しく利用日数率の低い施設の救済措置として、3年間の加算制度を設ける。

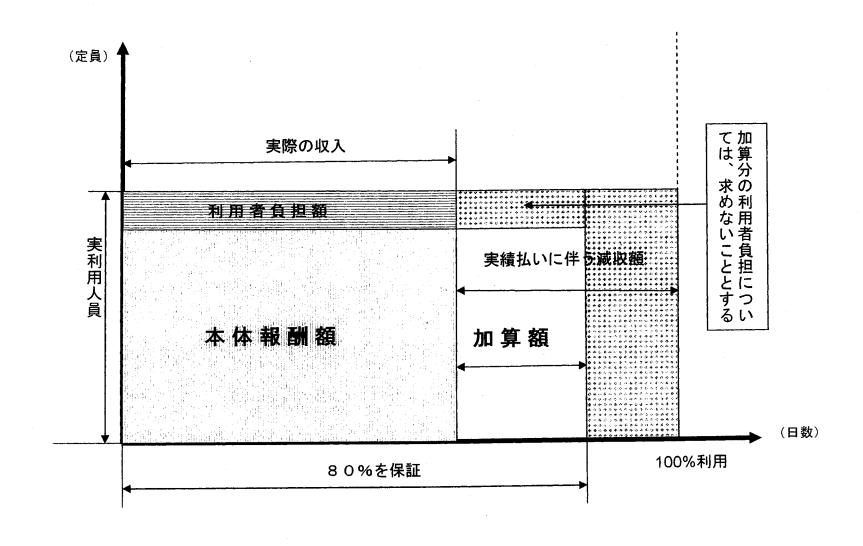
<福祉型施設>

- 〇 福祉型障害児施設については、平成18年9月初日の定員×30.4(22)日の80%を加算算定ラインと設定し、1月の実利用延日数が加算算定ラインを下回る施設に対し、加算算定ラインと1月の実利用延日数の差分を報酬として加算する。
- 暫定定員を設定していた施設は、定員を暫定定員と読み替える。
- ※ 加算措置の適用に当たっては、各月初日における措置入所者については、実際の利用日数の算定から除く。また、平成18年9月初日の定 員(暫定定員)数から当該措置入所者数を控除した数で加算措置の適用を判断する。

<医療型施設>

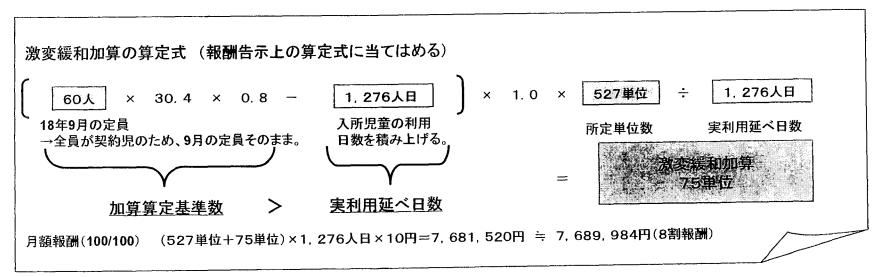
- 医療型障害児施設については、平成18年9月初日の措置児童数の80%を加算算定ラインに設定し、 1月の実利用延日数が加算算定ラインを下回る施設に対し、加算算定ラインと実利用延日数の差分を 報酬として加算する。
- ※ 加算措置の適用に当たっては、各月初日における措置入所者については、実際の利用日数の算定から除く。また、平成18年9月月初日の 措置児童数から当該措置入所者数を控除した数で加算措置の適用を判断するものとする。

利用日数率の低い障害児施設に対する激変緩和(概念図)

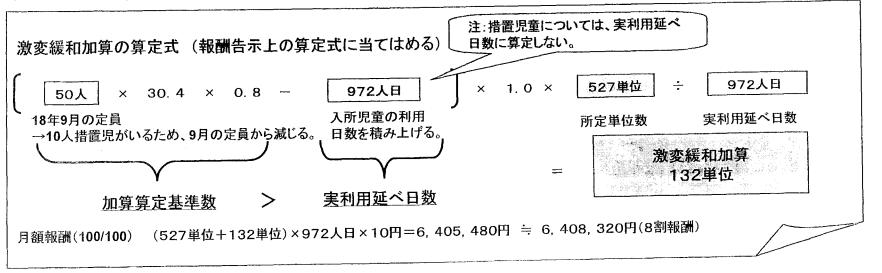


激変緩和加算の算定例

<ケース1> 知的障害児施設(定員60人) 9月の定員:60人 利用率:70% 全員契約児の場合 告示単位:527単位



<ケース2> 知的障害児施設(定員60人) 9月の定員:60人 利用率:70% 10人措置児童がいる場合 告示単位:527単位



4 障害児通園施設における相互利用制度の取扱いについて

10月以降の取扱い

現在「障害児通園施設の相互利用制度について(平成10年8月11日障第477号)」によりそれぞれの施設の本来の目的を損なわない範囲内で、障害種別の異なる就学前の障害児を受け入れ、指導・訓練を実施できる体制を整備し、地域の療育体制の充実を図ってきたところである。



利用契約制度導入後も引き続き障害種別の異なる就学前の障害児を受け入れることを認めるとともに、<u>それぞれの施設の本来の目的を損なわないことを前提に定員枠の2割としていた限度を撤廃</u>し、定員枠の空きの範囲内で受け入れることを可能とする。

なお、相互利用児童も利用人員に含まれるものである。

利用手続き及び基準について

- 〇 利用手続きについて
- 1 利用者は、都道府県等に障害児施設給付費の支給申請を行う。
- 2 都道府県等は、障害児通園施設を利用させる必要があると認めた場合には、受給者証に利用する施設の支給決定を行うとともに()書き等で本来利用すべき施設支援名を記載するものとする。
- 3 利用申込みを受けた施設は、受給者証を確認した上で、利用者と契約を結ぶ。
- 〇 職員配置及び設備基準について
 - ・ 障害児通園施設は、障害種別の異なる障害児を受け入れた場合においてもその児童数を含めた上で最低基準 (指定基準)を満たすこと。
 - ・ 肢体不自由児通園施設において他障害の子どもを受け入れた場合は、受け入れた乳児又は幼児の数を4で除した数以上の職員配置を満たさなければならないこと。

報酬単価について

報酬単価については次のとおりとする。

利用を希望する施設	利用児童の障害種別	適用される報酬	
如处除宝贝及男佐孙	難聴幼児	難聴幼児通園施設	
知的障害児通園施設	肢体不自由児	知的障害児通園施設	
肢体不自由児通園施設	知的障害児	知的障害児通園施設	
	難聴幼児	難聴幼児通園施設	
難聴幼児通園施設	知的障害児	知的障害児通園施設	
	肢体不自由児	知的障害児通園施設	

(算定が認められる加算の種類)

- ・ 幼児加算(知的障害児通園施設の幼児加算単価を適用 知的障害児・肢体不自由児のみ)
- 家庭連携加算
- · 訪問支援特別加算
- 栄養管理体制加算
- 食事提供体制加算
- 利用者負担額上限管理加算

5 家庭訪問による支援について(障害児通所施設・児童デイサービス)

(1) 家庭連携加算

乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、 保護者の了解を得て、事前に日程調整した上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に算定を可能とする。(なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

- <u>〇 対象施設</u> 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通 園施設)、児童デイサービス事業所
- 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を 超える場合は280単位を算定する。

(2) 訪問支援特別加算

通所利用児童で常時サービスを利用しているが、5日以上連続して利用がなかった場合、その児童の居宅を訪問して、家庭の状況を確認し、保護者の同意の上で支援を行った場合に報酬の算定を可能とする。

加算の算定にあたっては、保護者の了解を得た上で、①引き続き現行のサービスを利用する ための動機付け、②再アセスメントに基づくサービス利用計画の見直し、③相談支援事業者等へ のあっせん・連絡調整のいずれかを行うことが必要である(なお、同日に通所し、本体報酬が算 定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

- <u>〇 対象施設</u> 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通 園施設)、児童デイサービス事業所
- 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を 超える場合は280単位を算定する。

6-1 児童デイサービスの見直しに伴う指定基準の扱いについて

指定基準の要件

- ア 開所日において利用定員10人を満たす
- イ サービス管理責任者の配置
- ウ 保育士又は指導員をクラスごとに最低2名配置(10:2の職員配置)

指定基準適用の考え方

- ・ 1日の利用定員の合計を最低10名としなければならない。なお、同日に複数クラスを実施する場合においては クラス定員数の合計が10名であれば可とする。
- ・ イ及びウの要件については、クラス単位で満たさなければならないこととする。
- ※ 児童デイサービス(経過措置事業所を含む。)についても多機能型を認めることとし、利用定員は5名以上、サービス管理責任者の配置、保育士又は指導員について2名の配置が必要である。ただし、サービス管理責任者は児童デイサービスの提供に支障がない限りにおいて他の一体的に運営する事業のサービス管理責任者と兼務を可能とする。

9月30日に児童デイサービスを実施している事業者の経過措置

・ 18年9月30日段階で児童デイサービス事業を実施している児童デイサービス事業所については、保育士又は指導員をクラスごとに 最低2名(15:2の職員配置)を満たせば、事業者指定を受けることが可能。

6-2 児童デイサービスの見直しに伴う報酬の扱いについて

児童デイサービスIの報酬設定の考え方

児童デイサービスIの算定要件

- ・ サービス管理責任者の配置
- ・ 保育士又は指導員をクラスごとに最低2名配置(10:2の職員配置)
- ・ 事業所の利用実績において、就学前児童の割合が7割を満たしている



- ・ 上記条件を満たすクラスがあれば、そのクラスにつき、児童デイサービス I の算定が 可能(就学前児童の7割要件は、クラスごとの利用実績(別紙参照)とする。なお、事業 所全体の利用実績で7割を満たせばクラスごとに7割を満たさなくても可)
- ・上記条件を満たさない場合は、児童デイサービスⅡの適用となる。

※ 定員設定によって、報酬単価の取扱いの違いは生じない。

報酬単価

	1日当たり平均利用人員(事業所全体で算定)			
	10人以下	11人~20人	21人以上	
児童デイサービスI	754単位	508単位	396単位	
児童デイサービスⅡ	407単位	283単位	231単位	

送迎加算(片道につき) 54単位

算定が認められる加算(減算)

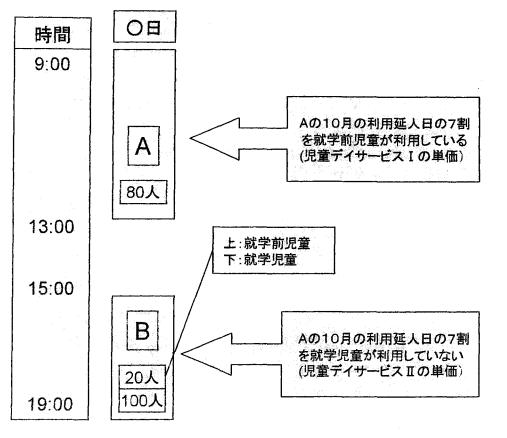
- · 家庭連携加算
- 利用者負担上限額管理加算 サービス提供職員欠如減算(児童デイサービス II は15:2)
- · 訪問支援特別加算
- · 定員超過利用減算
- ・ 個別支援計画未作成減算(児童デイサービス I のみ)
- ・ サービス管理責任者欠如減算(児童デイサービス I のみ)

就学前児童7割の報酬単価の決定について

○ 前年10月における延べ利用実績により、1年間の報酬単価を設定する。

当該年度の前年度の10月における利用延人日に対して、就学前児童の利用が7割となっている場合には、児童デイサービス I の単価を適用とする。

- 1 施設全体で計算してこの条件を満たす場合 → 全ての単位において、児童デイサービス I の単価とする。
- 2 1以外の場合であって、クラスごとに条件を満たす場合 → 満たすクラスは、 児童デイサービス I の単価とする。
- ※ なお、18年度については、事業所が就学前児童7割要件を満たす旨の申請があり、都道府県が適当と認めた場合には、児童デイサービス I の単価設定を可能とする。



例

定員設定 Aクラス:5名 Bクラス:10名 Aの利用実績が80人(うち就学前児童が80人) Bの利用実績が120人(うち就学前児童が20人)

結果

- 1 施設全体では、就学前の延べ利用児童200 人に対して、就学前児童が100人のため、就学 前児童7割要件を満たさない。
- 2 クラスごとにみた場合、Aは就学児童の7割要件を満たすため、児童デイサービス I の報酬単価となる。一方でBについては、就学児童の7割要件を満たしていないため、児童デイサービス II の単価となる。